

会 務 月 報

第417号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成29年11月常任理事会議事概要

1. 日 時 平成29年11月20日（月）
13:25～16:40
2. 場 所 日事連会議室
3. 常任理事会構成者総数、定足数及び出席者数
常任理事会構成者総数13名、定足数7名、出席者数12名
4. 出席者及び欠席者の氏名
出席者
副 会 長 富岡 學、佐野吉彦、佐々木宏幸、栗原憲昭、
岩本茂美
専務理事 居谷献弥
常任理事 伊藤光洋、植村吉延、岡村則満、栗原信幸、
堂田重明、新沼義雄
事 務 局 前田敏明事務局長、鈴木雅之広報企画担当課長、
千浜民子業務課長、伊東真理総務課長、吉田茂調査役
欠 席 者
副 会 長 遠藤正幸
5. 議 長
富岡學副会長より議長について諮り、栗原憲昭副会長を議長に選任した。
6. 議事録署名人
富岡學副会長、栗原憲昭副会長
7. 議 事
(1) 専決事項
1) 第128回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール

ル及び議事等の決定の件

事務局より、資料1によって12月6日の第128回建築士事務所協会全国会長会議（全国会長会議）等のスケジュール等について説明がなされ、異議なく資料1のとおり決定した。

2) 定款施行細則の変更の件

事務局より、資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

10月25日付で会長が辞任したことに伴い会長不在の状態となっているが、定款施行細則では、全国会長会議の招集について会長が欠けたときに備える規定がなされていない。

12月6日の全国会長会議を招集するに当たり、同細則の（招集）第13条に「会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が全国会長会議を招集する。」との規定を追加したい。

議長より定款施行細則の変更について諮ったところ、異議なく資料2のとおり承認した。

(2) 協議事項

1) 会長辞任に伴う後任会長候補者の選出について

佐々木副会長より、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

11月1日に副会長打合せを行い、会長不在では社会的活動を行う団体として対外的に問題があるため、速やかに新会長を選出することとした。ただし、新会長候補者の選出については、従来のブロックから候補者を推薦する方法では時間がかかりすぎるため、先例にならい、現副会長から予め決められた順位に則り推薦することを決めた。順位一位の富岡副会長は、遠方在住であり十分に会長職を務められないことを理由に固辞され、順位二位の佐野副会長は、謹んで承諾された。臨時理事会を招集し、佐野副会長を会長候補者として提案することを諮りたい。

議長より、11月29日に臨時理事会を開催し、佐野副会長を会長候補者として提案することについて諮ったところ、異議なく承認した。

2) 平成29年度上半期事業報告及び決算報告（案）について

事務局より、資料４－１によって平成２９年度上半期事業報告について、会議報告、事業概要、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、熊本地震への対応、基本問題検討、景観・まちづくり、住宅金融支援機構適合証明業務、会員動静に関するそれぞれの事業報告の内容の説明がなされた。

続いて、資料４－２によって一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の平成２９年度上半期決算報告について説明がなされた。

協議の結果、資料４－１及び資料４－２の原案を了承し、１１月通常理事会に提案することを決めた。

3) 平成３０・３１年度役員候補者の推薦手順と選任方法について

事務局より、資料５によって次の趣旨の説明がなされた。

各ブロック協議会での検討結果を基に総務・財務委員会で協議の結果、前回の平成２８・２９年度の申し合わせ事項を踏襲し、日程等のみ変更した。本日の常任理事会で承認され、１２月６日の全国会長会議で協議し申し合わせ事項として決定されれば、選任に向け手続きを進めていく予定である。

協議の結果、資料５の原案を了承し、第１２８回全国会長会議に提案することを決めた。

4) 第４１回建築士事務所全国大会（和歌山大会）の実施結果について

事務局より、資料６によって次の趣旨の説明がなされた。

１０月６日の大会式典を中心に１，５００名余が参加、収支決算は集計中であるが４，２００万円余の見込みである。大会式典の前日には青年話創会２０１７和歌山大会を開催し、青年部等を設立している単位会の活動状況報告及び意見交換等を行った。

協議の結果、資料６に収支決算書を追加して、１１月通常理事会に報告することを決めた。

5) 建築士事務所全国大会の開催地（地方の通年開催）について

佐々木副会長及び事務局より、資料７によって次の趣旨の

説明がなされた。

総務・財務委員会で改めて全国大会の開催地について協議した結果、これまでの方針どおり平成３１年度以降は地方の通年開催とし、全単位会一巡には拘らず、ブロック・主管会の順番等は柔軟に対応することとした。青年WG等で、青年話創会及び全国大会のあり方並びに適切な支出項目等について検討していきたい。

植村常任理事より、日事連の負担金は１，６００万円で変わらないのかとの質問がなされ、佐々木副会長より、負担金についてもWG等で検討していきたいとの回答がなされた。

協議の結果、原案を了承し、１１月通常理事会に提案することを決めた。

6) 第４２回建築士事務所全国大会（東京開催）に向けた全国大会実行特別委員会の設置について

事務局より、資料８によって次の趣旨の説明がなされた。

平成３０年度の全国大会（東京開催）の実施に向けた企画、立案等のために特別委員会を設置し、年明けより活動を開始したい。

協議の結果、資料８の原案を了承し、１１月通常理事会に提案することを決めた。

7) 講習会のWe b受付システムの導入について

事務局より、資料９によって次の趣旨の説明がなされた。

日事連の講習会の受付方法は、対面（窓口）及び郵送に限っているが、受講希望者の申込の利便性向上、集客力アップ及び事務作業の効率化を図るため、まずは「既存住宅状況調査技術者講習」のWe b受付システムの開発を先行し、その他の講習でもWe b受付が導入可能か確認できたものから採用していきたい。

堂田常任理事より、何故ランニングコストが毎年３０万円も発生するのかとの質問がなされ、居谷専務理事より、事務局で調査し、後日報告するとの回答がなされた。

栗原副会長より、導入予定時期について質問がなされ、事務局より、来年度から導入予定との回答がなされた。

協議の結果、資料９の原案を了承し、１１月通常理事会に

提案することを決めた。

- 8) 宅建業法改正に伴う建物状況調査業務向け保険について
事務局より、資料10によって次の趣旨の説明がなされた。

日本建築士会連合会が8月から会員を対象に建物状況調査業務の保険を導入したが、日事連においても「既存住宅状況調査技術者」が所属する会員事務所向けに保険制度を企画した。支払限度額は1請求当たり500万円、保険料は検査1件当たり1,940円、最低保険料は1万円の予定である。平成30年4月より導入したい。

協議の結果、資料10の原案を了承し、11月通常理事会に提案することを決めた。

- 9) 平成30年度日事連建築賞の募集等について

事務局より、資料11-1及び資料11-2によって次の趣旨の説明がなされた。

対象建築作品及び応募資格者については、従来どおりの要項で実施したい。ただし、平成29年度は、新築にかかわらず増改築・改修等を含む建築作品も応募の対象となることを募集要項に明記したところ、確認申請が不要で検査済証が無い作品の応募について問合せが殺到したため、募集要項にこの要件を明記した。また、日事連建築賞の英語名称がないため、日事連建築賞選考委員会の委員等が他の賞を参考にしてJAAF Awards 2018等の案を作成した。

協議の結果、資料11-1及び資料11-2の原案を了承し、11月通常理事会に提案することを決めた。

- 10) 改正建築士法の周知について

事務局より、資料12によって次の趣旨の説明がなされた。

今年度の事業計画に挙げていた改正建築士法の周知について、総務・財務委員会で具体的な方策が検討され、広報・渉外委員会でこれを受け、単位会で周知活動を行うよう依頼すること及びその経費として1単位会当たり10万円を上限に助成することを決めた。

協議の結果、資料12の原案を了承し、11月通常理事会に提案することを決めた。

- 11) 臨時理事会及び11月通常理事会の議題等について

事務局より、資料13-1及び資料13-2によって説明がなされ、協議の結果、原案どおり臨時理事会及び11月通常理事会を招集することを決めた。

- (3) 報告事項

- 1) 建築士事務所企業年金基金(12月1日発足予定)について

事務局より、資料14によって次の趣旨の説明がなされた。

従来の建築士事務所厚生年金基金が平成29年11月30日で解散し、12月1日に後継制度である建築士事務所企業年金基金として厚生労働省より設立認可される予定である。設立時の加入事業所数は340事業所、加入員数は2,422名の見込みである。

- 2) 告示第15号の改正検討状況について

居谷専務理事より、資料15によって次の趣旨の説明がなされた。

10月2日の第3回検討委員会で、各団体からの意見表明及び業務報酬基準改正に向けた視点の整理等がなされた。建築3会(日事連、士会連、JIA)では、①時代に適合していること、②発注者にとって使い易いこと、③適切な報酬が得られること、④アンケートに明確な視点を持つこと、を要望した。11月22日の検討委員会及び12月初旬の中央建築士審査会で改正方針及びアンケート実施概要を決定し、2月からアンケートが実施される予定である。

- 3) 既存住宅状況調査技術者講習について

事務局より、資料16によって次の趣旨の説明がなされた。

現在、新規講習を39単位会、移行講習を28単位会で開催することが決定している。10月末時点の申込者数は、全国で2,666名である。四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会(日事連、士会連、JIA、日建連で構成)で、既存住宅状況調査技術者が既存住宅状況調査を行う際に使用できる契約書のひな形を作成し、ホームページから無償でダウンロードして利用できるようにした。単位会の業務は、相談窓口の設置、既存住宅状況調査事務所名簿の整備・提供及び事務所の斡旋・紹介等を想定している。

堂田常任理事より、単位会によって申込者数にばらつきがあるのは何故かとの質問がなされ、居谷専務理事より、士会が先行したため受講者を取られたのかもしれない。また、PRに努めた単位会はそれなりに集客効果があったと思われるとの回答がなされた。

4) フラット35適合証明業務と既存住宅検査の効率化について

事務局より、資料17によって次の趣旨の説明がなされた。

平成30年4月の改正宅地建物取引業法の施行に伴い、フラット35において、既存住宅状況調査(告示インスペクション)を可能な限り活用する基準・検査体制を構築し、告示インスペクション、安心R住宅、住宅瑕疵担保保険及びフラット35の普及を図る。具体的内容は、①フラット35の基準改正、②フラット35基準の現場検査の合理化、③検査結果報告書の様式の合理化、④フラット検査者の登録要件強化、⑤講習会の同日開催、である。

5) 設計図書の電磁的記録による作成と長期保存のガイドラインについて

居谷専務理事より、資料18によって次の趣旨の説明がなされた。

建築士法においては、建築士が業務として作成した設計図書には記名・押印し、定められた設計図書を事務所の開設者が15年間保存しなければならないとされている。これらの設計図書を電磁的記録(電子データ)により作成・保存することは、平成16年に施行されたいわゆるe-文書法によって可能となっていたが、普及してこなかった。そこで、電子データの保存方法等のガイドライン「(仮称)建築設計業務における設計図書の電磁的記録による作成と長期保存のガイドライン」を作成するため、ガイドライン検討会(日本文書情報マネジメント協会が事務局となり、関係団体から委員を派遣、オブザーバーとして国交省)を設置し、日事連からも委員2名を派遣した。

堂田常任理事より、電子データが消えたり壊れたりした場合の対策について質問がなされ、居谷専務理事より、バック

アップについては各事務所で考えてもらわないといけないとの回答がなされた。

6) 会員・構成員異動報告

平成29年9月末及び10月末の会員及び構成員数等が、事務局より次のとおり報告がなされた。単位会別構成員数等は資料19のとおり。

9月30日現在

正会員46団体、構成員14,834事務所、賛助会員6社

10月31日現在

正会員46団体、構成員14,839事務所、賛助会員6社

7) 後援名義等使用の催物について、事務局より資料20により報告がなされた。

8) 経過報告について、事務局より資料21によって報告がなされた。

<配付資料>

資料1:第128回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び議事等について

資料2:定款施行細則の変更について(案)

資料3:会長辞任に伴う後任会長候補者の選出について

資料4-1:平成29年度上半期事業報告書

資料4-2:平成29年度上半期決算報告書

資料5:平成30・31年度の役員候補者の推薦手順と選任方法の申し合わせ事項(案)

資料6:第41回建築士事務所全国大会(和歌山大会)実施結果

資料7:建築士事務所全国大会の開催地(地方の通年開催)について

資料8:第42回建築士事務所全国大会(東京開催)に向けた全国大会実行特別委員会の設置について

資料9:講習会のWeb受付システムの導入について(案)

資料10:宅建業法改正に伴う建物状況調査(インスペクション)業務向けE&O保険(検討状況の中間報告その4)

資料11-1:平成30年度日事連建築賞募集要項及び選考
委員会委員について

資料11-2:日事連建築賞の英語名称について

資料12:改正建築士法の周知活動等について

資料13-1:臨時理事会招集通知

資料13-2:平成29年11月通常理事会開催通知

資料14:建築士事務所企業年金基金(12月1日発足予定)
について他

資料15:告示第15号検討委員会スケジュール概要(案)
他

資料16:平成29年度「既存住宅状況調査技術者講習」(新
規講習)開催日程一覧他

資料17:フラット35の既存住宅検査の効率化について

資料18:(仮称)建築設計業務における設計図書の電磁的
記録による作成と長期保存のガイドライン

資料19:会員・構成員異動報告等

資料20:後援・協賛名義使用の件

資料21:経過報告

■第5回総務・財務委員会議事概要

日 時 平成29年11月16日(木) 13:30~16:00

場 所 日事連会議室(委員長、担当副会長、事務局)

所属単位会事務局(上記以外の委員)

出席者 委員長 栗原信幸

副委員長 岡村則満

委 員 坂本忠志、高橋宏、車田聡、田中之博

担当副会長 佐々木宏幸

事務局 前田、伊東、松谷

欠席者 委 員 佐々木章、飯田真寿郎

議 事

(1)平成29年度上半期事業報告及び決算報告(案)について

1)平成29年度上半期事業報告について

事務局より資料1-1及び資料1-2によって、平成29年
度上半期の会議報告、事業報告及び会員動静並びに平成29年

度中間決算について概要説明がなされた。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとし
た。

(2)会長辞任に伴う後任会長候補者の選出について

事務局より、資料2によって、次の趣旨の説明がなされた。

11月6日の副会長打合せで、過去の任期途中での会長退
任時の対応を参考とし、11月20日の常任理事会で後任会
長候補者案を決めた後、11月29日の理事会で互選により
新会長を決定、12月6日の建築士事務所協会全国会長会議
において報告することとした。

委員より、新会長は副会長から選出されるのかと質問がな
され、事務局より、定款に記載されているとおり、会長は理
事会決議によって理事の中から選任される旨の回答がなされ
た。

協議の結果、副会長打合せによる方針を支持することとし
た。

(3)平成30・31年度役員候補者の推薦手順と選任方法につ
いて

事務局より、資料3によって、次の趣旨の説明がなされた。

平成28・29年度の申し合わせ事項を基に平成30・31
年度に合わせて年月日等の変更を行っている。今後、常任理
事会で承認を得た後、全国会長会議で協議し、申し合わせ事項
として決定されれば、選任に向け手続きを進めていく予定であ
る。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとし
た。

(4)第128回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュー
ル及び議事等について

事務局より、資料4によって、12月6日に銀座東武ホテ
ルで開催する第128回建築士事務所協会全国会長会議のス
ケジュール等について次の趣旨の説明がなされた。

講師の都合により、従来と順序を入れ替え、13時より会
長会議、16時より建築士事務所政経フォーラムとすること
でほぼ確定している。

委員より、報告事項の会長辞任に伴う後任会長の選出についての報告は、会長決定の経緯の説明も行うのか、また、できるだけ透明性のある説明を望む旨の発言がなされ、事務局より、経緯の説明は報告事項で行い、会長会議の冒頭でマスコミが取材する中、新会長が挨拶をする予定である旨の回答がなされた。

協議の結果、資料4については、スケジュールを確定した内容で、常任理事会に提案することとした。

(5) 第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）の実施結果について

事務局より、資料5によって、次の趣旨の説明がなされた。

単位会会員1,330名、和歌山会会員132名、和歌山県知事等招待者その他46名、合計1,508名が参加し、収支決算は4,247万円余であった。また、大会式典の前日には、青年話創会2017和歌山大会、同懇親会を開催し、参加者132名（他日事連役員、オブザーバー等23名）により、青年部等を立ち上げている単位会の活動状況報告及び意見交換等を行った。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に報告することとした。

(6) 建築士事務所全国大会の開催地（地方の通年開催）について

事務局より、資料6によって、全国大会の開催地の方針等について次の趣旨の説明がなされた。

全国大会の開催地について、これまでの方針どおり平成31年度以降は地方の通年開催とするが、全単位会一巡には拘らず、ブロック・主管会の順番等は柔軟に対応することとする。また、今後一層の経費削減のため、これまでの全国大会の実施状況等を再検討し、見直しを図ることが必要と考える。

委員からの意見は次のとおり。

- ・青年話創会を実施することで日程が2日になり人員の派遣が難しい。1日で実施できないか。
- ・青年話創会のあり方について青年WGで方向を提案して

もらい、それから議論したらどうか。

- ・全国大会と青年話創会へ掛け持ちで参加する負担が大きい。青年話創会は全国大会の一環にはせずに切り離して開催し、例えば単独で東京で開催したら良いのではないか。
- ・全国大会の内容を精査した方が良いのではないか。今後、経費削減は総務・財務委員会で検討していくのか。新たにWGを設置して検討していくのか。
- ・それだけのためにWGを立ち上げるのは無理であり、既存の他のWGに検討させられたらよいと考える。
- ・32年の候補地の具体案があるのか。
- ・九州・沖縄ブロックの番になると思うが、熊本会が33年度の実施を希望している。
- ・今後の大会内容の見直しについては、1年間程度時間をかけて検討出来たら良い。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(7) 第42回建築士事務所全国大会（東京開催）に向けた全国大会実行特別委員会の設置について

事務局より、資料7によって、次の趣旨の説明がなされた。

平成30年度の全国大会（東京開催）の実施に向けた企画、立案等のために特別委員会を設置し、平成30年1月頃より活動を行いたい。なお、委員構成は、新会長、副会長、理事及び首都圏の単位会から推薦された役員8名の合計11名とする。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(8) 宅建業法改正に伴う建物状況調査業務向け保険について

事務局より、資料8によって、日事連を保険契約者とする「既存住宅状況調査技術者」が所属する会員事務所向けの保険制度を企画・検討中との説明がなされた。

協議の結果、保険制度を導入することを常任理事会に提案することとした。

(9) WGの活動状況について

事務局より、資料9によって、建築士事務所の業務環境改善WG及び青年WGのこの1年間の会議の開催状況、協議内容等について説明がなされた。

(10) 建築士事務所企業年金基金（12月1日発足予定）について

事務局より、資料10によって、次の趣旨の説明がなされた。

平成4年に日事連及び日本建築家協会の共同事業として「建築士事務所厚生年金基金」が設立されたが、厚生年金保険法等の改正に伴い、「建築士事務所企業年金基金」に12月より移行すべく手続を進めているところである。

(11) 定款施行細則の変更について（案）

事務局より、資料11によって、次の趣旨の説明がなされた。

建築士事務所協会全国会長会議は、会長が欠けたときの招集についての規定がないため、12月の全国会長会議を招集するに当たり、「会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは副会長が招集する」ことを定款施行細則に明記したい。

協議の結果、原案のとおり常任理事会へ提案することとした。

(12) その他

1) 旅費規程の運用等について

委員より、所属ブロック協議会の会議で、ある単位会から「日事連の会議出席にかかわる旅費は、早期購入割引航空運賃ではなく、かつてのように正規普通運賃の片道の2倍で計算して支給してほしい。また、宿泊代の支給ももっと柔軟に対応してほしい」との意見が出された。会議に来賓として出席していた大内会長（当時）より、総務・財務委員会で検討するとの回答がなされていたが、今後検討することがあるのかとの質問がなされた。これに対し、担当副会長より、今後検討する必要があるれば当委員会で検討したい旨発言がなされた。

2) 既存住宅状況調査技術者講習について

議事（8）宅建業法改正に伴う建物状況調査業務向け保険についての協議の中で、関連事項として、委員より、「既存住宅状況調査技術者講習」について、次の意見があった。

- ・インスペクションの受講申込者が少ない状況の中、来年も実施するのか。1回の受講者が10名程度でどうするのか。
- ・京都会はそれ程少なくもない。開始するのが遅かったのではないかな。
- ・もともと士会が先行していた講習で、やむを得ない面もある。
- ・国交省の今後の計画では更に改善が見込まれ、一定の業務となることが期待できる。
- ・講習の実施に当たっては、もともと収支の面で反対もあったが、過半の単位会の要望で実施することとした経緯もあり、さらに初期投資も考慮すると数年は継続するであろう。

次回委員会開催予定

平成30年2月22日（木）13:30～16:30

（Web会議）

（配布資料）

資料1-1：平成29年度上半期事業報告書

資料1-2：平成29年度上半期決算報告書

資料2：会長辞任に伴う後任会長候補者の選出について

資料3：平成30・31年度役員候補者の推薦手順と選任

方法の申し合わせ事項（案）

資料4：第128回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び議事等について

資料5：第41回建築士事務所全国大会和歌山大会事業報告書（案）

資料6：建築士事務所全国大会の開催地（地方の通年開催）について

資料7：第42回建築士事務所全国大会（東京開催）に向

けた全国大会実行特別委員会の設置について
資料8：宅建業法改正に伴う建物状況調査業務向け保険
資料9：WGの活動状況について
資料10：建築士事務所企業年金基金（12月1日発足予定）について
資料11：定款施行細則の変更について（案）

■第6回既存住宅状況調査専門委員会 議事概要

日時 平成29年10月24日（火）14:00～16:30
場所 日事連会議室
出席者 委員長 栗田 政明（埼玉会）
委員 戸井田秀明（埼玉会）、須田 正美（千葉会）、
安藤 欽也（東京会）、渡辺 猛（東京会）、
増田 務（神奈川会）、岸野 裕児（兵庫会）、
オブザーバー 橋本 健二（埼玉会）
事務局 居谷専務理事、千浜、野出、青柳

【配付資料】

第5回既存住宅状況調査専門委員会議事概要

資料1 講習会開催状況・応募状況
資料2 既存住宅状況調査技術者の活用及び事業展開について（案）
資料3 既存住宅調査事務所名簿整備及び紹介について（案）
資料4 既存住宅状況調査用の契約書を策定しました
資料5 宅建業法改正に伴う建物状況調査（インスペクション）業務向けE&O保険
資料6 相談窓口の設置について（案）
資料7 「全国空き家対策推進協議会」の設立について
資料8 テキスト正誤表、講師講習会の質問と回答
追加資料 第1回空き家対策マッチング委員会 資料

議 事

1. 講習会の開催状況、応募状況について
○資料1により、平成29年度の既存住宅状況調査技術者講習会の開催状況について事務局より報告された。現在、新規講習を38

単位会、移行講習を28単位会が開催予定である。東京2会場、京都3会場が満席となっている。また、埼玉会が2月に新規講習の追加開催を検討している。9月末現在、新規・移行講習合わせて1,695名の申込みがあった。

2. 既存住宅状況調査技術者の活用及び事業展開について（案）

○資料2により、単位会における既存住宅状況調査技術者の活用及び事業展開（案）について、居谷専務理事より説明された。主な内容は以下の通り。

- ・単位会の想定される取組みとしては、既存住宅状況調査事務所の名簿整備、公開及び斡旋、市民からの相談窓口の設置等が考えられる。
- ・日事連にて行う取組みとしては、既存住宅状況調査を行うための必要な制度インフラ等の整備、国の動向や制度の紹介、単位会間の情報共有などがある。

○以下のような意見が出された。

- ・埼玉では、行政、宅建業協会、商工会、シルバー人材センター、事務所協会がまとまって、空き家等マッチング事業協議会を発足し、空き家等の利活用について検討している。

→埼玉の空き家等マッチング事業では、住宅だけでなく、空き店舗等も対象となる。インスペクションの実施も推進しているが、宅建業法に定めたインスペクションには限っていない。

- ・既存住宅状況調査だけでは、完全な調査を実施したとは言えない。宅建業法の既存住宅状況調査だけでなく、オプション調査も行うべきである。

- ・日事連と宅建業協会の間で、斡旋方式等の協定締結を行う予定なのか。

→未定であるが、地域ごとの特性もあるので、単位会から直接、宅建業協会と協議した方がよいのではないかと。

3. 既存住宅状況調査事務所の名簿整備及び紹介について

○資料3により、既存住宅状況調査事務所の名簿整備及び紹介制度（案）について、居谷専務理事より説明された。名簿の作成方法については、各単位会の判断によるが、日事連から基本案を示す必要がある。意見交換を行い、以下のような意見が出された。

- ・登録機関として、日事連ホームページに名簿が公開されるが、単

位会はその名簿にリンクを貼るだけでもよいのか。

→それでも問題はない。

→日事連では技術者個人の名簿を作成するので、単位会は既存住宅状況調査を行える事務所の名簿を作成すると分けすればわかり易いのではないかな。

・単位会にて作成する名簿の対象について、以下のような案が出された。

- ・会員事務所に限らず、日事連の講習の修了者全員を公開すれば、今年度は他団体で受講した人も、更新講習の際に事務所協会の講習を受けるのではないかな。
- ・既存住宅状況調査以外にどのような業務を行えるかを名簿に掲載した方が、消費者は、調査を依頼しやすいのではないかな。
- ・今年度は、日事連の講習会の開始が遅かったため、他団体の講習を受講済みの会員が多い。今年度は他団体の講習を受けた会員についても単位会の名簿に掲載し、更新講習を日事連で受講すれば引き続き掲載するが、他団体で受講した場合は、単位会の名簿から削除または有料で掲載するとしてはどうか。
- ・建築士会の名簿は意匠、構造、設備にチェック欄がある。
- ・戸建てとマンションの区別や構造等の行える業務を掲載してはどうか。

○意見交換の結果、名簿の公開方法については、日事連から単位会での名簿公開方法（例）を示し、具体的な掲載方法は、各単位会にて判断してもらうこととした。

4. 既存住宅状況調査業務委託契約書の策定について

○資料4により、四会連合にて検討していた既存住宅状況調査用の契約書が完成し、四会研究会のホームページに掲載された旨、事務局より報告された。

5. 既存住宅状況調査業務向け保険の検討について

○資料5により、既存住宅状況調査業務向けの保険の検討状況について、事務局より報告された。

- ・建築士会連合会と同様のスキームで行えば、3カ月程度で募集開始が可能である。日事連独自の内容を加えると、その検討にさらに時間を要する。
- ・建賠保険等調査専門委員会及び業務・技術委員会においても検討

した結果、インスペクション業務について詳しい既存住宅状況調査専門委員会でも検討してほしいとのことであった。

○意見交換を行い、4月の改正宅建業法の施行に間に合わせるために、すでに募集を開始している建築士会連合会と同様のスキームで行うべきであるとの意見が出された。

6. 相談窓口の設置について

○資料6により、既存住宅状況調査に関する住宅居住者等からの相談等の窓口の設置（案）について、事務局より説明された。主な内容は以下の通り。

- ・すでに単位会にて行っている士法第27条の5「苦情の解決業務」としての窓口を活用することで対応する。
- ・窓口の業務は、住宅居住者などからの既存住宅状況調査に関する相談が寄せられた場合に、相談に応じ、その内容を報告書に記載し、日事連へ提出する。
- ・窓口設置にあたり、準備費用として1万円程度を助成する予定である、また報告書の提出については、相談内容1件につき、1,000円程度の事務手数料を助成する予定である。
- ・方針の確定後、単位会へ窓口設置の依頼を行い、単位会の受託の意思を確認する。

7. 「全国空き家対策推進業議會」の設立について

○資料7により、「全国空き家対策推進業議會」が設立され、全国999の地方自治体が正会員として登録し、日事連も協力会員となった旨、事務局より報告された。

8. その他

○資料8により、既存住宅状況調査技術者講習のテキストの正誤表を作成し、テキストと共に講習会で配布している旨、事務局より報告された。その他にも誤記が残っているとの意見が出され、誤記を見つけた場合は、事務局まで連絡することとした。

○資料8により、講師講習会にて行った質疑をまとめ、講師へ配布した旨、事務局より報告された。講習会で出た質問については、単位会より報告してもらうこととなっており、今後、よくある質問をまとめる予定である。

◆今後の予定

第7回 既存住宅状況調査専門委員会

平成29年12月19日（火）15:00～17:00

（日事連会議室）予定

■第4回広報・渉外委員会概要

日 時 平成29年11月10日（金）14:00～16:10

場 所 日事連会議室（委員長、事務局）

所属単位会事務局（上記以外の委員）

出席者 委員長 植村吉延

副委員長 相場博

委 員 藤原昇悟、海宝弘和、矢尾憲一、西山勝敏、
丸川眞太郎、内田要

事務局 居谷専務理事、前田、鈴木、三浦、安藤

欠席者 担当副会長 富岡學

＜配付資料＞

資料1：平成29年度上半期事業報告（案）

資料2：改正建築士法の周知活動等について

資料3－1：平成30年度建築士事務所キャンペーン事業について

資料3－2：平成30年度建築士事務所キャンペーン事業配布資料
について

資料3－参考：建築主向け 建築士法改正に係るパンフレット

資料4：平成30年度共同要望運動の実施について

資料4－参考：共同要望運動の目的と平成29年度共同要望書内容

資料5－1：平成30年度日事連建築賞募集要項及び選考委員会委
員について

資料5－2：日事連建築賞の英語名称について（案）

資料5－2－参考：日事連建築賞英語表記検討資料

資料6－1：平成29年度台割表等

資料6－2：『美術館・博物館巡り』『単位会だより』『住宅・省
エネレポート』の寄稿依頼について

議 事

1. 平成29年度上半期事業報告について

事務局から資料1により、平成29年度上半期事業報告（案）

について説明がなされ、協議の結果、原案のとおり了承された。

2. 改正建築士法の周知に関する方策について

事務局から資料2により改正建築士法の周知について、次の趣
旨の説明がなされ協議した。

今年度の事業計画に挙げていた改正建築士法の周知について、
先般、総務・財務委員会で検討した具体的な方策が送られてきた。
これを参考にして、当委員会でもどのように実施するか具体的に検
討し、単位会に依頼等を行いたい。

＜意見等＞

・単位会に助成金を配るのではなく、その予算を日事連で改
正建築士法を周知するためのコンテンツ（QRコード付き
のポスターや動画等）の作成費用に充ててはどうか。

・無料の媒体を利用してPR活動を行うことは、難しいので
はないか。

・あまり費用を掛けずに周知活動を行う方法として、単位会
HPへの記事掲載、名刺や封筒の裏に印刷する等が考えら
れるのではないかな。

・将来的には全単位会が共通で利用できるツールを日事連で
作成する必要があるのではないかな。

・今年度は単位会へ周知方法を一任し、来年度においてはコ
ンテンツの作成費用に充ててはどうか。また、今年度に周
知活動を行わない単位会があった場合は、予算の執行残を
来年度のコンテンツ作成費に充ててはどうか。

⇒事務局より、来年度は改正建築士法の周知に係る予算を
計上することが難しいと思われるため、今年度に限って
執行できることを考えるべきであるとの説明がなされた。

・スピード感をもって進めていく必要がある。委員会の方針
を決定し、単位会へ発信したほうが良いのではないかな。

協議の結果、周知活動については総務・財務委員会の方策
を参考にしてもらい単位会へ一任することとし、10万円を
上限に助成する。なお、今年度すでに周知活動を行った単位
会においては、遡って報告してもらうことで助成金の対象に
することとした。

3. 建築士事務所キャンペーン事業について

事務局から資料3-1、3-2及び3-参考により、平成30年度建築士事務所キャンペーン事業について説明がなされ、協議した。

＜意見等＞

- ・建築主向けのチラシ（資料3-参考）に記載されている以下の文言について、修正したものを作成して欲しい。

〔修正箇所〕

①建築物の設計等の業務を契約する際の新たなルールが定められます。

⇒建築物の設計等の業務を契約する際の新たなルールが定められました。

②改正建築士法が平成27年6月25日に施行されます。

⇒改正建築士法が平成27年6月25日に施行されました。

- ・改正建築士法の周知ポスターについては、在庫が少ないため作成して欲しい。

また、現在の配色（黄色×緑色）ではあまり目立たないため、目を引くような配色を検討して欲しい。

協議の結果、平成29年度と同様に建築士事務所キャンペーンを実施することとした。

建築主向けのチラシについては、修正できるかどうか確認を取り、後日委員へ結果を報告することとした。ただし、作成元の（一社）新・建築士制度普及協会が平成29年3月末をもって解散しているため、確認が取れない可能性もある。改正建築士法の周知ポスターについては、今後配色を検討することとした。

4. 平成30年度共同要望運動について

事務局から資料4及び4-参考により、平成30年度共同要望運動について説明がなされ、協議した。

＜意見等＞

- ・要望項目「建築物の設計・工事監理業務の設計者選定に際しては、賠償責任保険への加入を条件とすること」のなかで、開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会の受講についても、今後条件に追加していく必要がある

のではないかと。

⇒現時点では46単位会全てが知事指定を受けていないため、共同要望書に明記することは難しいのではないかと。

協議の結果、委員へ来年度の要望項目についてのアンケートをメールで送付し、所属単位会及びブロックで意見を収集してもらうこととした。

5. 平成30年度日事連建築賞の募集要項等及び英語名称について
事務局から資料5-1、5-2、5-2-参考により、平成30年度日事連建築賞の募集要項等について説明がなされ、協議の結果、原案のとおり了承された。

6. 会誌編集専門委員会報告

会誌編集専門委員でもある丸川委員から資料6-1、6-2により、連載企画及び寄稿依頼について説明がなされた。

今後委員には会員参加型の会誌となるよう、特集で取り上げて欲しい企画の提案や、連載「美術館・博物館巡り」「単位会だより」新連載「住宅・省エネレポート」について、所属単位会やブロック等で寄稿を促してもらうこととした。

7. その他

次回委員会開催日：平成30年2月14日（水）
14：00～16：00 Web会議

■第4回指導運営委員会 議事概要

日 時 平成29年11月6日（月）
14：00～16：00

場 所 WEB会議

出席者 委員長 新沼義雄

委 員 加藤彰、初鹿和久、滝井利彰、若林亮、
佐々木世希、河村晃文

事務局 居谷専務理事、前田、千浜、野出、吉田

欠席者 副委員長 小林忠志、担当副会長 岩本茂美

＜提出資料＞

資料1 平成29年度上半期 指導運営に関する事業報告（案）

資料2 平成29年度上半期 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）

配布資料 苦情の解決業務の事例集（平成２８年度）

議事１．平成２９年度上半期 指導運営に関する事業報告について

平成２９年度上半期の指導運営委員会の事業報告（案）について、資料１に基づき事務局より説明がなされた。今期の苦情相談受付件数は２４件となっており、昨年度上半期の２５件とほとんど変わらない件数であった。内容を各委員において確認し、了承された。

議事２．平成２９年度上半期 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）について

平成２９年度上半期の苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）について、資料２に基づき事務局より説明がなされた。今期は６単位会から９事例が提出された。

提出された事例について、一つずつ読み上げて内容を確認した。

大阪会から提出された案件は、事例集には掲載不可として提出されたため、掲載しないこととした。

事例の確認・修正を担当する委員を以下の通りに決めた。今回は８事例を８名で担当するため、各委員１件ずつの担当となった。

〔事例〕	〔担当委員〕
東京会（１件）	・・・ 河村委員
神奈川会（３件）	・・・ 佐々木委員、若林委員、滝井委員
福井会（１件）	・・・ 初鹿委員
和歌山会（１件）	・・・ 小林副委員長
沖縄会（２件）	・・・ 新沼委員長、加藤委員

事例ごとに内容を確認し、以下のような修正を行うこととした。

- ・延べ面積が記載されていない案件が散見されるため、確認する。
- ・個人名が記載されている案件があるため、修正する。
- ・苦情の解決業務として、面談等行っているにも関わらずその結果が記載されていないような案件は、確認する。

担当する事例の内容の問題点や追記すべき事項等を確認し、必要があれば単位会へヒアリング等を行い修正し、１２月末までに修正した部分を朱書きにして事務局まで返送することとした。

併せて、特に参考となる事例については、会誌「日事連」に掲載するため、該当する事例をピックアップすることとした。

議事３．その他

現在、単位会で開催されている既存住宅状況調査技術者講習について、事務局より説明がなされた。

既存住宅状況調査技術者登録制度では、登録団体は「既存住宅状況調査に関する住宅居住者等からの相談等の窓口を設置すること」と規定されており、日事連及び単位会で相談窓口を設置することとしている。後日、単位会への相談窓口の設置依頼を行う旨、報告した。

この相談窓口は、苦情の解決業務と直接の関係はないが、苦情の解決業務の窓口を活用する形での運用が想定されるため、本委員会で報告を行った。

■次回日程

平成３０年２月５日（月）１４：００～１６：００
（WEB会議）

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

平成２９年	
１２月１８日	青年WG
１９日	既存住宅調査専門委員会 会誌編集専門委員会
２０日	全国大会運営特別委員会
２８日	仕事納め
平成３０年	
１月５日	仕事初め
１０日	既存住宅状況調査講習考査委員会

平成29年11月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 平成29年11月1日～11月30日
 2. 会 員 在 籍 正会員 46団体 構成員 14,848事務所
 賛助会員 6社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	- 5	1,025	4,487	22.8 %	+ 2	256	25.0 %
青 森	+ 3	184	958	19.2 %		39	21.2 %
岩 手		274	1,039	26.4 %		68	24.8 %
宮 城		355	2,066	17.2 %		76	21.4 %
秋 田		147	975	15.1 %	+ 1	46	31.3 %
山 形		184	1,180	15.6 %		56	30.4 %
福 島	+ 1	239	1,631	14.7 %		68	28.5 %
茨 城		496	2,060	24.1 %		156	31.5 %
栃 木		182	1,408	12.9 %	+ 1	84	46.2 %
群 馬	- 1	187	1,790	10.4 %		91	48.7 %
埼 玉	- 1	501	4,993	10.0 %		123	24.6 %
千 葉		398	3,510	11.3 %		113	28.4 %
東 京		1,581	15,362	10.3 %	+ 5	549	34.7 %
神奈川	+ 2	784	6,259	12.5 %		196	25.0 %
新 潟	+ 1	320	2,347	13.6 %		136	42.5 %
長 野	- 1	423	2,180	19.4 %		119	28.1 %
山 梨		110	850	12.9 %		9	8.2 %
富 山		311	1,245	25.0 %		58	18.6 %
石 川		302	1,347	22.4 %		53	17.5 %
福 井		220	1,002	22.0 %		53	24.1 %
静 岡		431	3,211	13.4 %	+ 1	133	30.9 %
愛 知	- 1	556	5,218	10.7 %		135	24.3 %
三 重		181	1,180	15.3 %		63	34.8 %
滋 賀		181	1,181	15.3 %		33	18.2 %
京 都	+ 2	352	2,184	16.1 %		97	27.6 %
大 阪	+ 8	779	6,557	11.9 %	+ 3	203	26.1 %
兵 庫	+ 1	420	3,397	12.4 %	+ 1	109	26.0 %
奈 良		107	951	11.3 %		22	20.6 %
和歌山		131	789	16.6 %		26	19.8 %
鳥 取		102	490	20.8 %		45	44.1 %
島 根		121	637	19.0 %		63	52.1 %
岡 山		384	1,514	25.4 %		62	16.1 %
広 島		345	2,385	14.5 %		129	37.4 %
山 口		111	1,070	10.4 %		37	33.3 %
徳 島		105	870	12.1 %		14	13.3 %
香 川		100	1,120	8.9 %		17	17.0 %
愛 媛		161	1,189	13.5 %		41	25.5 %
高 知		141	657	21.5 %		27	19.1 %
福 岡		472	3,753	12.6 %		153	32.4 %
佐 賀		182	622	29.3 %		36	19.8 %
長 崎		260	859	30.3 %		42	16.2 %
熊 本		227	1,268	17.9 %		96	42.3 %
大 分		144	925	15.6 %		37	25.7 %
宮 崎		117	1,094	10.7 %		53	45.3 %
鹿児島	- 1	319	1,275	25.0 %	+ 1	83	26.0 %
沖 縄	+ 1	196	1,317	14.9 %		61	31.1 %
計	+ 9	14,848	102,402	14.5 %	+ 15	4,166	28.1 %

※建築士事務所登録数は平成29年4月1日時点の数字である。